

## 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月2日提出

大磯町長 中 崎 久 雄